

2006年5月16日

各 位

会 社 名 双日株式会社
代表者名 代表取締役社長 土橋 昭夫
(コード番号 2768 東証第1部・大証第1部)
問合せ先 広報部長 稲田 隆
T E L 03(5520)3404

**転換社債型新株予約権付社債発行にかかる上限転換価額
および下限転換価額の確定に関するお知らせ**

2006年4月28日開催の当社取締役会において決議いたしました第三回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)および第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下あわせて「本新株予約権付社債」といいます。)の発行に関し、未確定であった転換価額修正条項における上限転換価額および下限転換価額が本日確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(第三回および第四回無担保転換社債型新株予約権付社債に共通する事項)

1. 上限転換価額 2,047.5 円¹

1 上限転換価額の決定方法

() ()平成18年4月28日から(当日を含む。)平成18年5月9日まで(当日を含む。)の間の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)である682.5円もしくは()平成18年4月28日から(当日を含む。)平成18年5月16日まで(当日を含む。)の間の各取引日のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)である645.4円のうち大きい額の300%に相当する金額である2,047.5円または()1,500円のうち大きい額であった2,047.5円を上限転換価額とした。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 下限転換価額

341.3 円²

2 下限転換価額の決定方法

() () 平成 18 年 4 月 28 日から (当日を含む。) 平成 18 年 5 月 9 日まで (当日を含む。) の間の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格 (VWAP) の平均値 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) である 682.5 円もしくは () 平成 18 年 4 月 28 日から (当日を含む。) 平成 18 年 5 月 16 日まで (当日を含む。) の間の各取引日の VWAP の平均値 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) である 645.4 円のうち大きい額の 50% に相当する金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) である 341.3 円または () 300 円のうち大きい額であった 341.3 円を下限転換価額とした。

< ご参考 >

1. 第三回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(1) 社債の総額

金 1,500 億円

(2) 払込期日および発行日

平成 18 年 5 月 25 日

(3) 新株予約権の行使請求期間

平成 18 年 5 月 26 日から平成 20 年 5 月 22 日まで

(4) 償還期限

平成 20 年 5 月 23 日

(5) 当初転換価額

694.1 円

(6) 転換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 6 月 2 日から平成 20 年 5 月 16 日までの間、平成 18 年 6 月 2 日および毎月第 3 金曜日 (以下それぞれ「決定日」という。) の翌日以降、決定日まで (当日を含む。) の 5 連続取引日 (以下「取引日」というときは、以下において言及する VWAP が算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。) (以下それぞれ「時価算定期間」という。) の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格 (VWAP) の平均値の 90% に相当する金額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。) に修正される。なお、時価算定期間内に、発行要項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、発行要項で定める転換価額の調整条項に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が 341.3 円 (以下「下限転換価額」という。) であり、発行要項で定める転換価額の調整条項によ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

り調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が 2,047.5 円(以下「上限転換価額」という。ただし、発行要項で定める転換価額の調整条項により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

2. 第四回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)

(1) 社債の総額

金 1,500 億円

(2) 払込期日および発行日

平成 18 年 5 月 25 日

(3) 新株予約権の行使請求期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 5 月 22 日まで

(4) 償還期限

平成 20 年 5 月 23 日

(5) 当初転換価額

694.1 円

(6) 転換価額の修正

転換価額は、平成 18 年 7 月 21 日から平成 20 年 5 月 16 日までの間、毎月第 3 金曜日(平成 18 年 7 月 21 日を含み、以下それぞれ「決定日」という。)の翌日以降、決定日まで(当日を含む。)の 5 連続取引日(以下「取引日」というときは、以下において言及する VWAP が算出されない日を除く。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。)(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格(VWAP)の平均値の 90%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、発行要項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、発行要項で定める転換価額の調整条項に準じて当社の取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が 341.3 円(以下「下限転換価額」という。ただし、発行要項で定める転換価額の調整条項により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が 2,047.5 円(以下「上限転換価額」という。ただし、発行要項で定める転換価額の調整条項により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

3. 潜在株式数による希薄化情報等

今回の発行により、直近(平成 18 年 3 月 31 日現在)の発行済株式総数に対する潜在株式数(432,214,378 株)の比率は 107%となる見込みです。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(注) 上記潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債の新株予約権が全て当初転換価額で権利行使された場合に新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数で除した数値であります。全て上限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数(146,520,146株)の比率は36%であり、全て下限転換価額で権利行使された場合の潜在株式数(878,992,089株)の比率は217%であります。

以上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集または販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社より入手することができますが、これには、発行会社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。